

仕 様 書

1 件 名 生徒作業服の採寸・販売

2 履行場所 東京都立城南職業能力開発センター大田校
東京都大田区羽田旭町 10-11

3 販売時期 各期（4月、7月、10月、1月）

4 内 容

- (1) 入校予定者には、入校手続き時に試着・注文受付をすること（年間の予定については別紙1「予定表」のとおり。また販売する作業服は別紙2-1「内訳書」～別紙2-9「内訳書」に記載の製品と同様以上のものであること。ただし、詳細については担当者と協議すること）。
- (2) 入校手続き時に採寸・注文ができない入校予定者については、電話による受付、又は直接店頭で対応すること。
- (3) 代金については、販売日に業者と購入者（生徒）との売買契約とし、本校による立替、販売等の行為は行わない。また、採寸・注文後にキャンセルとなった場合は、業者と購入者（生徒）の間で売買契約の事後処理を行うこと。
- (4) 上着は胸にネームを入れること（各科の仕様書に対応すること）。
- (5) ズボンは試着後、裾上げをすること。
- (6) 特別サイズで価格が異なる場合は、サイズを明示し、価格の変更を表すこと。
- (7) 販売後及び訓練期間中、購入者に責任のないトラブルについては、販売業者の責任にて対応すること（不良品等含む）。
- (8) 見積書の価格表示は、それぞれの品物において単価ごとに見積り、消費税は内税とすること。
- (9) 上記によらない場合や不明な点は担当者と協議すること。
- (10) 価格・商品・対応等を考慮して作業服販売業者を科毎に決定し、結果を連絡いたします。

5 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

6 販売によって生じる梱包材等は持ち帰ること。

7 担 当 東京都立城南職業能力開発センター大田校 能力開発担当

電話 03-3744-1013